

独立行政法人国立病院機構あきた病院臨床研究等倫理審査委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程第5条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構あきた病院(以下「病院」という。)における臨床研究等を適正に推進するために、独立行政法人国立病院機構あきた病院臨床研究等倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の構成は、次の各号に該当する病院職員(以下「内部委員」という。)及び病院外の者(以下「外部委員」という。)をもって構成する。

- 一 医学・医療の専門家5名以上
 - 二 人文・社会科学分野の者3名以上
 - 三 一般の立場を代表する者2名以上
- 2 委員会は、男女両性で構成しなければならない。
- 3 院長は、第1項に定める人員の他臨時構成員を指名することができる。

(委員の任期及び任免等)

第3条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、任期は1年間更新することができる。以後同様の取り扱いをすることができる。

- 2 内部委員は、院長が指名する。
- 3 外部委員は、院長が委嘱する。
- 4 委員長は、院長が内部委員の中から指名する。

(業務)

第4条 委員長は、院長から意見を求められた以下の各号について調査及び検討を行い、必要な意見を院長に答申する。

- 一 病院として受託する臨床研究等に関すること
 - 二 その他
- 2 副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 各委員は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(委員会の開催等)

第5条 委員会は、院長が必要と認めた時に開催する。

- 2 委員会での審議または採決の際は、第2条第1項各号の委員が1名以上出席しなければ開催できない。
- 3 審査対象となる臨床研究に携わる者は、委員会の求めに応じて委員会に出席し説明することができる。

(運営)

第6条 委員会の運営は、「独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程(平成16年10月1日規程第61号)」、「疫学研究に関する倫理指針(平成17年6月29日17文科振第345号・科発第629001号、文部科学省研究振興局長・厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)」及び「臨床研究に関する倫理指針(平成16年12月28日厚

生労働省告示第459号)」の定めるところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、管理課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は院長が定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月15日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

